

議案第 110 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例(平成23年伊賀市条例第23号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「の形成及び」を「及び多文化共生社会の形成並びに」に改める。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 伊賀市多文化共生センター

第4条第1号中「教室等」を「教室、相談事業等」に改める。

第5条第1項中「第3条第1項第5号から第7号」を「第3条第1項第6号から第8号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(伊賀市多文化共生センター設置条例の廃止)

- 2 伊賀市多文化共生センター設置条例(平成28年伊賀市条例第7号)は、廃止する。